

縁切宮の邊より中之橋邊まで、従前惣構堀なりし頃は雜木生茂り、狐狸貉類などの住所なりけん。種々怪異の事どもありとて、夜中は往來人も之を厭へり。藩士八嶋氏は、劔刀家にて門人多かりしが、或夜深更に及び、獨り此の通りを往來せしに、村井氏の門前中之橋の傍なる河戸に、賤女五・六歳許なる兒を携へ、衣服を洗ひ居たり。深更に不審なる事とおもひ、何心なく通りすぎけるが、彼の賤婦、此の御侍に附いてゆけと子にいへり。彼の小兒八嶋氏の尻に付いて來りけるが、頓て立戻り、母に向うて村正なりといへり。八嶋氏、此の詞を聞きて不思議なる事也と思ひ、道すがら案じけるに、深更に小兒を伴ひ、洗濯に來るも甚だいぶかしく、また小兒の村正也といふも不審也。我が帯刀は、無銘なれど、若しは村正ならんかと、鑑定家に見する處、果して村正なりしといへり。此の外にもかゝる怪談多し。

○村井氏下邸

此の下邸は、慶長十六年九月に賜はりし處にて、古定書に載せたる執政中より屋敷奉行に與へたる奉書如左。

御家中下屋敷

一萬七千三百石
 一、四町三反半二畝拾五歩 村井出雲
 外人々下屋敷分略寫。
 右中納言様御誂之並に、步割書付可遣旨、筑前様就御意如此候。以上。

亥九月廿三日

奥村河内守
 篠原出羽守
 横山山城守

淺野將監殿

西村右馬助殿

河原兵庫殿

石川茂平殿

野村五郎兵衛殿

右四町三反半二畝十五歩は、上屋敷の尻地なる下邸と、公儀町の末なる下邸と、兩地にて賜はりたるものと聞ゆ。舊藩中は、右屋敷の尻地なる下邸は上家中と稱し、大身の家士共を爰に置き、公儀町なる下邸を、下家中と稱し、小身の者共を置きたり。然るに、明治四年四月戸籍編成の時、

家中の名稱を廢し、上家中は二町あるを以て、長町へ屬し、長町七番丁・長町八番丁とせり。

○村井家士傳話

三靈記に云ふ。天正十九年十一月中旬利家卿金澤へ下向被成、明る正月御家御一門衆以下一統御禮被爲請、二日には家中又者共御目見被仰付、何れも銀子・御羽織拜領す。中にも村井豊後内小林彌六左衛門屋後太右衛門は、御言葉を懸けさせられ、久々に逢ひたり、蓮沼を燒きたる時分、骨折りたる者也と仰せられ、別けて拜領物御念を入れさせられ賜はりけり。さて豊後は此の者共を能く扶持仕置事御感心の由にて、能州嶋の地八ヶをば御加恩被宛行、豊後は一國之主也と戯れさせ給ふ。其の外大身の人々、能き家人共を失ふ衆、甚だ面目を失ひけり。と見む、村井長明が陳善録にも、奈古屋御陣より御歸り、正月年頭御禮被爲請、同二日には、御家中下侍ども久々御覽不被成候間、御禮可申上旨仰出され、就夫村井豊後内小林彌六左衛門屋後太右衛門と云ふ者、越中御取合之刻、蓮之間を豊後燒働候刻、案内仕り骨折候を能く御覺被爲成、久敷て逢ひ候

よし御意にて、則御小袖二つ宛兩人に下され、扱豊後に、久しく侍共を能く扶持して持ちけるよし御意にて、御加増を千石豊後に下さる。其の時、能州島八ヶまるめ下され、豊後は一ヶ國のぬしよし、御されこと御意成されけり。人持の内に昔より預り置ける侍共に、我等見知りたるもの今程は見れ不申し御意被遊、人持衆何れも先非を悔被申候事。とあり。元祖豊後守長頼、家士をば大切に給與して、譜第に召仕ひたる事知られけり。さて其の子孫をも、世々祖先の勤功を賞し、後々迄家士共を親切に勞ひ召仕ひける家風なりしこと、左の茶宴記にて知られたり。

村井家茶宴記

人主使其所愛者陪遊侍宴者、不必特其樂已而已。又欲使其所樂而及乎其所愛者、亦有之。雖然、果欲使之樂、則不唯寬假優待之厚、則不能也、何也。則尊卑之分、霄壤懸隔、况在近侍、則天威去面咫尺、不寒而慄、理固然矣。設令、醉酒池飽肉林、安得中心安而誠樂耶。歲之己丑四月初二、長谷山例祭、天氣晴明、風恬景和。我君主乘閑、設茶宴。處々置鼎爐。家内則內寢茶室、書齋。園中則丘上之亭。泉水之